

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和5年9月29日  
厚生労働省  
大臣官房情報化担当参事官室

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和5年8月3日（木）から同年9月1日（金）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方については以下のとおりですので、公表いたします。なお、御意見については、本意見募集の対象となる事項についてのみ掲載しています。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「今般、健康保険法（大正11年法律第70号）第150条の9の規定により厚生労働大臣から診療等関連情報の調査を行う事務の委託を受けた者等が、新たに連結情報照会者としてID5の提供を求めることができることとなった」と記載されているが、本省令の改正によりID5の提供を求めることができるようにするのではないのか。本省令以外の法令の改正があり、それに応じて本省令も改正するというの	ご意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。  なお、健康保険法（大正11年法律第70号）については、令和2年10月1日に施行された改正法により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）については、令和6年4月1日に施行される改正法（令和4年

<p>であれば、当該改正の経緯等の必要な情報を意見募集において示すべきである。</p> <p>保険医療等情報の正確な連結は社会的意義の高いものであると考えられる一方で、連結される情報は国民等の健康状態等に係る機微な情報であり、どのような措置が講じられ、当該措置が法令上どのように担保されているのかについては、国民等が正しく理解できるように制度を運営していくべきではないか。</p> <p>例えば、個別のDBについてどのように連結に関する議論が行われてきたか等、関連する審議会等の議論をURL等の形で示すだけでも有益であると思われる。</p>	<p>12月16日公布)により、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号)については、改正法の公布の日(令和5年5月26日)から1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行される同改正法により、それぞれDBそのものを定める規定や安全管理措置の規定等が整備されました。各DBに係る必要な事務を開始できるよう、今般、本省令を改正し、ID5の提供に関する法令上の具体的な環境整備を行うものです。</p> <p>個別のDBの連結に関する議論については、直近では例えば第153回社会保障審議会医療保険部会で議論がなされており、下記URLから閲覧が可能です。</p> <p>(URL)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126706_old2.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126706_old2.html</a></p>
--	---

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。